

お客様の権利と利益に関する確認書

台湾人壽をご利用いただきありがとうございます。お客様の権利と利益の保護、ならびに台湾人壽の販売およびサービス品質の向上のため、セールスマンが行ってはならない行為についてここにお知らせいたします。

項目	セールスマンが行ってはならない行為
一	セールスマンは、お客様ご本人のネットバンキングおよび台湾人壽ネット会員アカウントやパスワードを保有または使用してウェブサイトログインし、申請代理に関する作業を行ってはなりません。また、お客様ご本人の通帳、キャッシュカード、印鑑を保管してはなりません。
二	セールスマンは、お客様ご本人がご自身の住所または連絡先情報の指定や変更を行ったものと装い、自身または他人の住所や居所の所在地、会社の所在地またはその他お客様ご本人のものでない連絡先情報を提供してはなりません。
三	セールスマンは、お客様ご本人の保険料を現金で取り扱ったり、ご本人に代わって振替や振込を行ったりしてはなりません。
四	セールスマンとお客様ご本人との間で、金銭や有価証券の貸借を行ったり、金銭、有価証券の貸借、資金取引の仲介を行ったりしてはなりません。
五	セールスマンは、お客様ご本人に対し、空白の申請書への署名を依頼してはなりません。

私(保険契約者)は、セールスの過程において、上記のセールスマンが行ってはならない行為についてセールスマンが説明を行い、これを遵守していることを確認したことをここに宣言します。

保険契約者による署名：_____
(満7歳未満の場合は法定代理人が代理で署名してください)

法定代理人/後見人/補助人による署名：_____(関係：_____)
(保険契約者が未成年の場合、またはすでに受けた後見/補助開始の審判が取り消されていない場合、その法定代理人/後見人/補助人も併せて署名する必要があります)

セールスマンによる署名：_____/_____

西暦 _____年 _____月 _____日